

「安心、安全、正直」な信州の温泉表示認定制度要綱

(平成16年11月9日)
〔沿革〕平成17年2月2日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、信州の入浴施設において利用する温泉について、「安心、安全、正直な信州の温泉」の品質確保のための情報開示に関する指針(以下「指針」という。)に基づく温泉表示の認定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(指針及び認定基準)

第2条 指針及び認定基準は、別に定める。

(指針及び認定基準の公表)

第3条 知事は、指針及び認定基準を定めたとき、または、改正をしたときは公表するものとする。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする者は、「安心、安全、正直」な信州の温泉表示認定申請書(様式第1号)により、所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 所轄保健所長は、前項の申請があったときは、現地調査を実施のうえ、意見を附して知事に提出するものとする。

(申請の要件)

第5条 認定を受けようとする者は、県内に温泉利用施設を有し、当該温泉利用施設において指針に基づく情報開示をするものでなければならない。

(認定)

第6条 知事は、第4条の申請を受理したときは、「安心、安全、正直」な信州の温泉表示認定委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて、認定の適否を決定するものとする。

2 知事は、認定の適否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、認定の決定をしたときは認定書(様式第2号)及び温泉表示フォーム(様式第5号)を所轄保健所長を経由して交付するものとする。

3 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(認定の公表)

第7条 知事は、認定を受けた者の表示内容等を公表するものとする。

(認定台帳)

第8条 知事は、認定を受けた者の認定内容を所轄保健所長に通知するものとする。

2 所轄保健所長は、第1項の通知に基づき、別に定める「安心、安全、正直」な信州の温泉表示認定台帳を作成し、保管しなければならない。

(認定を受けた者の報告等)

第9条 認定を受けた者は、認定時の申請内容に変更が生じたときは、「安心、安全、正直」な信州の温泉表示変更報告書(様式第3号)を、所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、第4条第2項の規定を準用する。

2 知事は、変更の内容が認定の適否に関わる重要な事項に関わるものであると判断したときは、第6条の規定を準用する。この場合において、変更の内容が不適切であるときは、第12条の規定により認定の取消しを行うことができる。

(認定の有効期限)

第10条 認定の有効期限は、認定日から起算して5年以内とする。

(認定の更新)

第11条 認定を受けた者が、認定の更新を受けようとするときは、「安心、安全、正直」な信州の温泉表示認定更新申請書(様式第4号)を、所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、第4条第2項及び第6条の規定を準用する。

(認定の取消し)

第12条 知事は、認定を受けた者が、次の各号に該当すると認められた時は、認定を取り消すことができる。

- 一 申請内容に虚偽の内容が含まれていた場合
- 二 認定の内容と施設の実態が異なっていた場合
- 三 その他、本制度の信用を失墜するような不適切な事由が認められた場合

2 知事は、前項の取消しをしようとするときは、必要に応じ委員会の意見を聴くものとする。

3 知事は、認定の取消しを決定したときは、その理由を付して認定の取消しを受けた者に通知するものとする。この場合において、認定の取消しを受けた者は、認定書を所轄保健所長を経由して知事に返納しなければならない。

(認定を受けた者の責務)

第13条 認定を受けた者は、本要綱の規定に従うとともに、表示に関する一切の責任を負うものとする。

(申請書等の提出部数)

第14条 この要綱に基づく申請書等の提出部数は、正副各1部とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、認定制度の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年11月9日から施行する。

この要綱は、平成17年2月2日から施行する。